家畜伝染病の発生等による貸付料等の徴収の繰延の取扱要領に基づく 災害等の指定

家畜伝染病の発生等による貸付料等の徴収の繰延の取扱要領(平成 23 年 3 月 9 日付け 23 環機第 155 号。以下「繰延要領」という。)第 2 の 1 に基づく災害等及び同 2 に基づく貸付料等の繰延の対象とするリースの種類を次のように定める。

令和2年8月20日

一般財団法人畜産環境整備機構 理事長 井 出 道 雄 (公印省略)

1 繰延要領第2の1により指定する災害等

新型コロナウイルス感染症(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号)附則第 1 の 2 第 1 項に規定する新型コロナウイルス感染症をいいます。)

2 繰延要領第2の2により定める1の災害等について貸付料等の繰延の対象とするリースの種類

畜産高度化支援リース事業のすべてのリース

(畜産高度化支援補完リース事業及び畜産経営環境対応強化緊急対策事業のリースは、対象とはなりません。)